

文化芸術活動継続支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化芸術活動継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、文化芸術活動の再開・継続を後押しするため、業界から提供される情報に基づき、自主的な基本的感染対策を行う文化芸術活動者に対し、施設使用料を補助することを通して、文化芸術活動を支援するとともに、県民等の鑑賞機会を創出することを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助活動者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内の施設で文化芸術活動を実施する個人または団体
- (2) 県外(国内に限る。)のギャラリーで個展・団体展を行う、住所または活動の拠点が滋賀県内にある個人または団体

(補助の対象となる施設)

第4条 この補助金の交付の対象となる施設は、次のいずれかに該当する施設（以下「補助施設」という。）とする。

- (1) 県内の公共施設（公民館等を含む。）
- (2) 別に定める「対象施設一覧」に記載のある施設（県外ギャラリーを含む。）
- (3) 施設確認書（様式2）を提出し、承認された施設

(補助の対象となる活動)

第5条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助活動」という。）は、次のすべてに該当する活動とする。

- (1) 令和5年4月1日から令和5年9月30日に有観客で行う文化芸術公演等（文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野の活動に限る。）
- (2) 業界から提供される情報に基づき、自主的な基本的感染対策を行う公演等

(補助対象経費および補助率)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本番の公演等に使用する施設使用料および本番日と本番の前日、前々日に本番と同一施設内で行うリハーサル等の準備行為に使用する施設使用料とし、補助率は4分の1とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から国および市町等の補助金ならびに減免額を減じた額に補助率を乗じて得た額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第8条 この補助金の補助対象期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとする。

(交付申請)

第9条 補助活動者は、規則第3条の規定による文化芸術活動継続支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式1-1または様式1-2)を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助活動者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助活動者に通知するものとする。

(活動の中止)

第11条 補助活動者は、補助活動を中止しようとするときは、文化芸術活動継続支援事業中止承認申請書(様式4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付決定の全部もしくは一部を取り消すものとする。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助を受けたとき

(2) 令和5年9月30日までに補助活動を実施しなかったとき

(3) 期日までに次条に定める文化芸術活動継続支援事業補助金実績報告書を知事に提出しなかったとき

(4) その他補助対象者の要件を満たさなくなったとき

(実績報告)

第13条 補助活動者は、補助活動が完了したときは、公演等終了の翌日から10日以内に文化芸術活動継続支援事業補助金実績報告書(様式6-1または様式6-2)を知事に提出しなければならない。

2 第9条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助活動者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、補助活動者に通知するものとする。

(交付申請および実績報告の同時申請)

第15条 補助活動者は、知事が必要と認めるときは、第9条および第13条の規定によらず、文化芸術活動継続支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式1-1または様式1-2)を知事に提出することにより、交付申請と実績報告を同時に行うことができるものとする。

(交付決定および額の確定の同時決定)

第16条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、補助活動者に通知するものとする。

(書類の整備)

第17条 補助活動者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助活動の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助活動者は、補助活動完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式9)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助活動者は、第9条の規定に基づく交付申請、第11条の規定に基づく中止の承認申請、第13条の規定に基づく実績報告および第18条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補助活動者の公表)

第20条 知事は、必要と認めるときは、補助活動者の名称、代表者名、補助活動の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第21条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第22条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。